

『古い建物を活かした鎌倉の暮らし』

武家の古都であり、近代以降は保養地・観光地として栄えてきた鎌倉には、江戸時代から昭和にいたる古い建物が数多く残されています。

近年では、多くの人々がそうした古い建物や景観に注目し、積極的に活かすことで、鎌倉にあたらしい息吹を吹き込んでいます。

古い建物や景観を大切に作る暮らしの事例をふるってご応募ください。

募集期間 募集対象

平成24年10月1日(月)～平成25年5月15日(水) (当日消印有効)

鎌倉において、古い建物、門、生垣、石垣など公共の場所から見えるものを利用して地域に根差した暮らしを営んでいるもの

※募集対象の例

- ・古い建物を改修して店舗などに活用している。
- ・古い建物をイベントなどに活用している。
- ・古い建物を維持し、生活している。
- ・古い門塀、生垣や石垣などを活かして生活している。

評価の視点

対象物件がまち並みに与える影響や、また対象物件を活かすためのアイデア・独創性、地域との関わり方などを評価します。
さらに、所有者の想いや努力についても評価します。

応募方法

右ページの応募用紙にご記入の上、直接持参、郵送、又はEメールにより都市景観課までご提出ください(携帯電話メール可)。

- *応募用紙は鎌倉市都市景観課のホームページからもダウンロードできます。
- *Eメールの場合は書式を問いません。
- *記入方法は応募用紙の裏面をご確認ください。

自薦、他薦、応募者の資格は問いません。

応募件数の制限はありません(1件につき用紙1枚。応募用紙コピー可)。
今後の景観形成事業のPRなどのために活用させて頂く場合がありますので予めご了承ください。なお、応募写真については返却いたしません。

展示 表彰

応募されたもののうち、募集の対象として認められ、市が所有者等のご了解を得たものについては、ホームページや鎌倉駅地下道ギャラリーへの展示などによって広く周知します。

書類選考、市民アンケートや現地調査を行い、景観形成推進委員と市で選考します。

*景観形成推進委員は、市と協力しながら景観づくりを行う市民委員です。

平成26年2月頃に表彰式を行います(表彰件数は5件程度)。

受賞したものについては広報かまくら、ホームページなどで発表します。

お問い合わせ

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市まちづくり景観部 都市景観課
Tel: 0467-61-3477 E-mail: keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
ホームページ:
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sangyou_machi/keikan/index.html
(第1回から第4回の景観づくり賞の概要及び受賞内容もご覧いただけます)

*鎌倉市個人情報保護条例に基づき、目的以外には使用せず、適正に管理します。

第5回景観づくり賞 応募用紙

この枠の中に写真を貼ってください。
枚数は1応募につき2枚以内とします。
そのうちの1枚は公共の場所から撮影したものを使用してください。

【タイトル】

【応募理由】

